

市内の事業主さんへ「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」の提出について

市が発注する、建設工事や測量・設計業務、物品購入の入札(見積り)に参加を希望する場合は、市の入札参加者名簿への登録が必要です。

市では、この登録に必要な申請書の受付を年2回実施しており、今回の追加受付は**2月1日(金)から2月15日(金)まで**行います。

申請書の提出先や作成方法等については、笠間市役所財政課 契約検査室にお問い合わせいただくか、笠間市ホームページをご覧ください。

申・問 財政課 契約検査室(内 219・220)

エコフロンティアかさま監視委員会

日時 1月25日(金) 午後2時～
場所 エコフロンティアかさま 2階会議室
議題 排ガスの維持管理、浸出水の放流監視活動

傍聴 一般の方の傍聴を受け付けますので、希望される方は1月24日(木)の午後4時までに、次へお申し込みください。当日は、会場に傍聴者の遵守事項を掲示しますので、傍聴者はこれを守り、会議の円滑な進行・運営にご協力ください。

申・問 環境保全課(内 127)

第31回「防衛・防犯講演会」を開催

日時 2月24日(日) 午前9時30分～正午
会場 ホテル山の荘(笠間975-2) **参加無料**
内容 防衛講話「日本の国際貢献について」
 防犯講話「笠間署管内の治安の現状について」

主催 茨城県隊友会笠間支部、笠間市防犯連絡員協議会

定員 150人(先着順)

申込方法 2月15日(金)までに、電話で次へ。

申・問 隊友会笠間支部 廣瀬 0296-72-1475

「おまわりさんのコンサート」を開催

日時 2月16日(土) 午後2時開演
会場 県民文化センター 大ホール(水戸市千波町) 駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください。

出演 茨城県警察音楽隊
 茨城県警察カラーガード隊

入場料 無料

問 茨城県警察本部総務課 広報広聴室 029-301-0110(内 2525)

【友部・岩間地区】農機具等を処分したい方へ

笠間・水戸環境組合(環境センター)では、通常、農機具等の処分は受け付けていませんが、市民の皆さんからの要望を受け、次の日程で処理業者が農機具等・鉄くずを直接引き取ります。なお、当日は、農機具等のみの受付です。それ以外は受け付けませんので、ご了承ください。

日時 2月17日(日) 午前9時～正午、午後1時～3時 雨天決行

場所 笠間・水戸環境組合(仁古田長兎路入会地 1-62)

対象地域 友部地区及び岩間地区

対象物 鉄くず等(通常受付できない鉄製のもの)、農機具、バイク
 農薬の付着したもの、オイル・燃料の入ったものなど、有害だったり爆発のおそれがあったりするものはお断りします。

バッテリーは外してください。

買取単価 次のものは、処理業者が買い取ります。

鉄くず、農機具等...1キログラムあたり 15円
 バッテリー(自動車用のみ)...1個あたり 100円

処理単価 次のものは、処理費用がかかります。

バイクのバッテリー...1個あたり 60円
 タイヤ(乗用車)...1本あたり 500円
 タイヤ(トラクターなど)...1本あたり 1,500円
 キャタピラー(小)...1本あたり 1,500円
 キャタピラー(大)...1本あたり 2,500円

計算方法 農機具等にバッテリー、タイヤ、キャタピラーがついている場合は、買取価格から処理費用が差し引かれます。

(例) 重さ1トンのトラクターを持ち込んだ場合

【本体】 1,000キログラム × 15円 = 15,000円

【バッテリー】 1個 × 100円 = 100円

【タイヤ】 4本 × 1,500円 = 6,000円

合計 9,100円

問 笠間・水戸環境組合(環境センター) 0296-77-2416



平成20年4月1日から心身障害者扶養共済制度が改正されます

心身障害者扶養共済制度とは、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者が亡くなった場合などに障害者に終身年金を支給する任意加入の制度です。改正内容は次のとおりです。

年金額については1口あたり2万円(現行どおり変更ありません。)

平成20年4月1日以降、1口あたり掛金額は次のとおりとなります。

保護者の加入時年齢	現加入者		平成20年4月1日以降 新規加入者掛金
	現行掛金	改正後掛金	
35歳未満	3,500円	5,600円	9,300円
35歳以上40歳未満	4,500円	6,900円	11,400円
40歳以上45歳未満	6,000円	8,700円	14,300円
45歳以上50歳未満	7,400円	10,600円	17,300円
50歳以上55歳未満	8,900円	11,600円	18,800円
55歳以上60歳未満	10,800円	12,800円	20,700円
60歳以上65歳未満	13,300円	14,500円	23,300円

平成20年4月1日以降の弔慰金、脱退一時金は次のとおりとなります。

	加入期間	現加入者		平成20年4月1日以降 新規加入者の額
		現行額	改定後	
弔慰金	1年以上5年未満	20,000円	30,000円	50,000円
	5年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
	20年以上	100,000円	150,000円	250,000円
脱退一時金	5年以上10年未満	30,000円	45,000円	75,000円
	10年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
	20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

新たに参加される方で、現加入者の改正後の保険料が適用されるためには、平成20年1月中に手続きを行ってください。

申・問 本所社会福祉課(内 156)又は各支所福祉課